

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

中国、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」を公表（Page2）

本綱要は2008年6月に発表された「国家知的財産権戦略綱要」を13年ぶりに更新する中国知財政策の長期計画である。

Topic-2

最高人民法院、独占禁止及び不正競争関連の典型的事例を発表（Page4）

最高人民法院が9月27日午前、記者会見を行い、独占禁止及び不正競争関連の典型的事例を10件発表した。

Topic-3

北京知財裁判所、商標3年不使用取消行政訴訟における偽証提出行為を厳罰する（Page5）

北京知財裁判所は今後、証拠に対する審査を厳しくし、証拠を偽造する等の行為に対し、法で定められている処罰の枠内において最も重い罰を課す方針を示した。

Topic-4

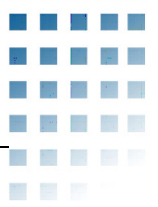
中国商標登録証、2022年1月1日より電子でのみ発行される（Page6）

2022年1月1日より新規登録出願又はその他事由による商標登録証は、電子でのみ発行される。

Topic-5

路浩ニュース：日本知財協会（JIPA）で意匠類否判断についてオンライン講座を行う（Page6）

意匠の保護範囲の確定、類否判断の主体、類否判断の規則等を詳細に説明する。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

中国、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」を公表

2021年9月22日、中国中央委員会と国務院は、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」を公表した。

知的財産権強国の建設を統一的に推進し、知的財産権の創造、活用、保護、管理及びサービスレベルを全面的に向上させ、社会主義現代化建設における知的財産権制度の重要な役割を十分に発揮させるために、本綱要を制定した。

本綱要は2008年6月に発表された「国家知的財産権戦略綱要」を13年ぶりに更新する中国知財政策の長期計画である。主な内容は以下の通りである。

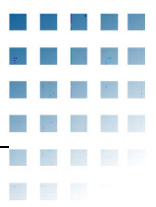
【発展目標】

2025年までの中期目標

- ◇ 知的財産権保護を一層厳格化
- ◇ 社会満足度は比較的高いレベルに達する及びそれを維持
- ◇ 知的財産権の市場価値をより明確に
- ◇ ブランド競争力を大幅に向上させ
- ◇ 専利集約型産業の付加価値の対 GDP 比率は13%に達し
- ◇ 著作権産業の付加価値の対 GDP 比率は7.5%に達し
- ◇ 知的財産権使用料の年間輸出入総額は3500億元に達し
- ◇ 高価値特許の保有件数は12件/万人に達する

2035年までの長期目標

- ◇ 知的財産権の総合的競争力は世界トップレベルとなり
- ◇ 知的財産権はイノベーション、創業を促進し、
- ◇ 社会全体の知的財産権への自覚が基本形成され
- ◇ 知的財産権のグローバル・ガバナンス参加の国際協力構造が全方位で基本形成され
- ◇ 中国の特色ある、世界レベルの知的財産権強国は基本的に完成する



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

【六つ方面における重要任務】

一、社会主義の現代化に向けた知的財産権制度の構築

- ◇ 網羅性を有し綿密に構成され内外に調和のとれた法律体系を構築する
- ◇ 職責が統一され科学的・規範的で優れたサービスを備えた管理体制を構築する
- ◇ 公正合理的で科学的な評価をする政策体系を構築する
- ◇ 新興分野及び特定分野に速やかに対応し、かつ、合理的な保護を図るための知的財産権規則体系を構築する

二、国際的に一流のビジネス環境を支える知的財産権保護体系の構築

- ◇ 公正・効率的で管轄が科学的で権利の境界が明確で体系の整った司法保護体制を改善する
- ◇ 便利で効率的、厳格で公正、オープンで透明な行政保護体系を整備する
- ◇ 統一的指導の下、スムーズな連動、迅速で効率的な協調保護構造を整備する

三、革新的な発展を奨励する知財市場の運営体制の構築

- ◇ 企業を主体とし、市場を指向とする質の高い創造体制を整備する
- ◇ 効率的かつ順調に実行され、価値が十分に実現される運用体制を整備する
- ◇ 規範的で秩序のある、活力に満ちた市場化運営体制を構築する

四、大衆にとって利便性のある知財公共サービス体系の構築

- ◇ 包括的でサービスが規範化されスマートで効率的な公共サービスの提供を強化する
- ◇ 公共サービスの標準化、規範化、ネットワーク化の建設を強化する
- ◇ データが標準化し、資源が統合され、効率的に利用される情報サービスモデルを構築する

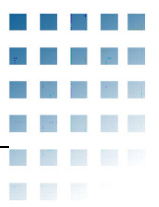
五、知的財産権の質の高い発展を促進する人文社会環境の醸成

- ◇ 「知識尊重、革新提唱、誠実順法、公平競争」という知的財産権文化理念を作る。
- ◇ 内容が新規で形態が多様化し融合発展する知的財産権文化伝達マトリックスを構築する
- ◇ より開放的で、より積極的で、より活力のある知的財産権人材発展環境を醸成する

六、知的財産権のグローバル・ガバナンスへの参加の促進

- ◇ 知的財産権グローバル・ガバナンス体系の改革と建設に積極的に参加する
- ◇ 多国間・二国間の調整・連携された国際協力網を構築する

出所：CNIPA http://www.cnipa.gov.cn/art/2021/9/23/art_2742_170305.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

最高人民法院、独占禁止及び不正競争関連の典型的事例を発表

最高人民法院が9月27日午前、記者会見を行い、独占禁止及び不正競争関連の典型的事例を発表した。今回、典型的事例として発表されたのは、下記の10件で、標準必須特許や営業秘密侵害などに関わる知的財産権事件が含まれている。

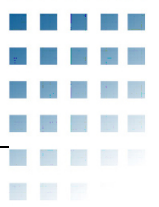
No.	事例名称	判決書No.
1	「位置決め鋸」営業秘密侵害紛争事件	(2019) 最高法知民終7号
2	「必沃」営業秘密使用許諾契約紛争事件	(2019) 最高法知民終333号
3	「愛奇艺アカウント」不正競争紛争事件	(2019) 京73民終3263号
4	「陸金所金融サービスプラットフォーム」不正競争事件	(2019) 滬0115民初11133号
5	「720ブラウザ」不正競争紛争事件	(2018) 粵73民終1022号
6	「WeChatグループコントロール」不正競争紛争事件	(2019) 浙8601民初1987号
7	数推会社、譚氏の不正競争紛争事件	(2019) 渝05民初3618号
8	「供水会社」による支配的市場地位濫用紛争事件	(2018) 桂01民初1190号
9	「レンガ協会」独占紛争事件	(2020) 最高法知民終1382号
10	Sisvelによる支配的市場地位濫用紛争事件	(2020) 最高法知民轄終392

注：京→北京 滬→上海 粵→広東 浙→浙江 渝→重慶 桂→広西

また、発表により、2018年から2020年までに、全国の裁判所で受理した不正競争関連の民事事件は1万4736件で、独禁法関連の民事事件は158件に達した。

出所：最高人民法院公式サイト <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-324721.html>

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-324491.html>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

北京知財裁判所、商標3年不使用取消行政訴訟における偽証提出行為を厳罰する

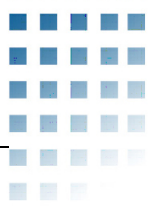
北京知財裁判所の発表により、同裁判所が2019年から今まで審理した商標権付与/確定案件は40114件であり、そのうち、商標取消審判不服行政訴訟が9.6%を占めている。さらに、これらの案件において、一部の商標権者が商標の登録を維持するため、虚偽又は偽造の証拠を提出したことを明らかにした。北京知財裁判所は今後、証拠に対する審査を厳しくし、証拠を偽造する等の行為に対し、法で定められている処罰の枠内において最も重い罰を課す方針を示した。

中国商標法第49条において、登録商標は正当な理由なく、継続して3年間使用していない場合、第三者が商標局に当該登録商標の取消審判を請求することができると規定している。この3年不使用取消審判に係る行政訴訟を専属管轄するのは北京知財裁判所である。3年不使用取消審判に係る案件は、争点になるのは、登録商標が指定期間内に指定商品において真実、合法かつ有効的な商業的使用をしたかどうかである。これを証明するため、ほとんどの商標権者が行政訴訟段階においてさらに新しい証拠を提出している。裁判所は審理中、一部の商標権者は商標権を維持するため、偽造された発票（インボイス）や取引契約書や検査報告書などの証拠を提出したことを発見した。

このような行為に対して、北京知財裁判所は証拠に対する審査を厳しくし、商標権者にすべての商標使用証拠の原本を提出するよう要求するとともに、公的プラットフォームなどを利用して証拠の信憑性を検証する。偽証であることが判明された場合、厳重に処罰することになっている。

出所：中国保護知識産権網

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202109/1964880.html>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

中国商標登録証、2022年1月1日より電子でのみ発行される

2022年1月1日より新規登録出願又はその他事由による商標登録証は、電子でのみ発行される。

紙の形式で提出された新規商標登録出願の場合、「商標登録証発行通知書」が送付され、登録者は発行通知書に記載の URL および取得コードを利用して、中国商標網にログインして電子商標登録証を取得する。

電子の形式で提出された新規商標登録出願の場合、商標オンラインサービスシステムにログインして電子商標登録証を取得する。

出所：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/12/art_74_170694.html

Topic-5

路浩ニュース：日本知財協会（JIPA）で意匠類否判断についてオンライン講座を行う

弊所は、近日に開催予定の JIPA 内部部会で、「中国意匠類否判断--侵害訴訟における類否判断を中心に」をテーマにして、オンライン講座を行うことになりました。

講座の内容は、中国での意匠権侵害訴訟における類否判断について説明します。内容として、1) 意匠制度の概要及び最新動向、2) 意匠の類否判断 から展開します。特に、2) について、意匠の保護範囲の確定、類否判断の主体、類否判断の規則等を詳細に説明します。

なお、本講座は JIPA 会員限定となりますので、部会が終了した後に、本講座の内容についてご興味のある方に資料を共有することができますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先：

Tel: 86-10-62113695（日本語直通） Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com